

単純な労務に雇用される職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

平成27年3月30日規則第43号

第1条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の適用を受ける職員の初任給及び昇給等の基準については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市の職員であったものであって、引き続き職員となったものの取扱いについては次のとおりとする。
  - (1) 初任給は、本規則の規定に係わらず、職員となった日においてなお大阪市の職員であった場合に当該職員に適用される職務の級及び号給とする。
  - (2) 勤怠調査期間、その他期間の定め又は日数の定めのあるものについては、引き続いた大阪市での在職期間及び大阪市での在職期間における当該日数を本組合における期間及び日数とみなすものとする。